

出生に伴う主な手続きについて

お子様のご誕生おめでとうございます。出生に伴う主な手続きは次のとおりです。

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

ことから	担当課	手続き内容
児童手当	子育て 支援課 Tel(088) 698-8909 (保健相談 センター内)	初めてのお子様の方は新規認定請求書、既に児童手当の認定を受けている方は額改定認定請求書を提出する必要がありますので、 お子様が生まれた日から15日以内に児童手当担当窓口にて手続きが必要です。 (15日を過ぎて申請した場合、原則として、申請の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。) なお、公務員の方は勤務先にて手続きが必要です。 ——届出に必要なもの—— ※全てが揃わない場合でも、生まれた日から15日以内に認定請求書の記入していただくことが必要です。 【初めてのお子様の場合】 1. 印鑑 2. 請求者の健康保険証の写し(又は年金加入証明書) 3. 請求者名義の金融機関口座が確認できるもの(預金通帳など) 4. 請求者及び配偶者の個人番号が分かるもの 5. 児童手当の手続きに来庁する方の身元確認書類(運転免許証など) 6. 請求者及び配偶者の児童手当用所得証明書(又は所得・課税証明書) ※6の書類はマイナンバーを用いた情報連携で確認できる場合は省略できます。 【既に児童手当の認定を受けている場合】 1. 印鑑 のみ
児童扶養手当		すでに受給されている方は、額改定の届出が必要です。
子どもはぐくみ 医療費助成制度		中学3年修了までの医療費を助成する制度を実施しています。これは、医療費(健康保険において自己負担すべき分)を県と町が負担する制度です。 (ただし、3歳以上は自己負担あり) 申請される方は、次のものをお持ちください。 1. 印鑑 2. お子様の健康保険証 3. <u>保護者の個人番号がわかるもの</u> ^{【注1】} 【注1】については子育て支援課までお問い合わせください。 ※北島町は所得制限はありません。 (ただし、高額療養費自己負担限度額等の確認のため、所得申告は必要になります。)
保育所		兄弟が保育所・認定こども園に通っている方は、認定の変更の手続きが必要です。育休期間が確定したら、現在利用中の園に育休期間の分かる書類(就労証明書等)を提出してください。 また、出産に伴いお仕事を辞められる場合、保育所の利用は出産予定月の後2ヶ月となります。

【裏面もご覧ください】

出生に伴う主な手続きについて

お子様のご誕生おめでとうございます。出生に伴う主な手続きは次のとおりです。

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

ことがら	担当課	手続き内容
出生時体重が 2,500 ^g 未満の方	子育て 支援課 TEL(088) 698-8909 (保健相談 センター内)	<p>出生時体重が2,500^g未満の方は、「低体重児出生届」の届出が必要です。すみやかに子育て支援課までお越しください。</p> <p>届出に必要なものは特にありませんが、できれば母子健康手帳など、出生時体重や医療機関のわかるものをお持ちください。</p> <p>2,500^g未満の赤ちゃんは、生活環境や病気の予防などに十分配慮が必要になります。赤ちゃんの健やかな成長のため保健師が家庭訪問をし、赤ちゃんの発育や栄養、育児などについてのお手伝いが出来れば幸いです。</p>
育児相談・ あかちゃん訪問		<p>赤ちゃんや産後のお母さんの体調、育児のご相談など、電話相談や保健師の家庭訪問などを行っています。また、管理栄養士による栄養相談も行っています。お気軽にご連絡ください。</p>

【裏面もご覧ください】

HPでもこの案内を確認出来ます。

